

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成二十七年第四回東京都議会定例会の招集……………(財務局主計部議案課)……………一
  - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………一
  - 東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(同)……………八
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………九
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………一〇
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………二
  - 土地区画整理審議会委員選挙の当選人……………(都市整備局市街地整備部管理課)……………三
  - 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三
  - 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一三件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三

### 雑報

○当せん金付証票の発売委託……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………五

## 告示

### ●東京都告示第六百七十三号

平成二十七年第四回東京都議会定例会を、十二月一日に招集する。

平成二十七年十一月二十四日

東京都知事 舛添 要一

### ●東京都告示第六百七十四号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十四日

東京都知事 舛添 要一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三田小山町第3・5地区市街地再開発準備組合

理事長 一色 正男

二 対象事業の名称及び種類

港区三田一丁目四番八十号 タワーズ三田三〇一号

(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業

三 対象事業の内容の概略

高層建築物の新築

対象事業は、港区三田一丁目に位置する開発施工面積約二・五ヘクタールにおいて、共同住宅、店舗・事務所、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

### 四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

### 五 評価書の縦覧

#### (一) 期間

平成二十七年十一月二十四日から同年十二月八日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

#### (二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

#### (三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

**環境に及ぼす影響の評価の結論**  
 地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。  
 環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1(1)～(13)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>イ. 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度                      建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.066007ppm であり、環境基準(0.06ppm 以下)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は 49.2%である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.063926mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回り、建設機械の稼働に伴う寄与率は 29.3%である。                      工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める。</p> <p>エ. 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度                      工事用車両の走行に伴う二酸化窒素濃度の年平均値の年間 98%値は 0.040316～0.042677ppm で、環境基準(0.06ppm 以下)を下回り、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.05～0.55%である。浮遊粒子状物質濃度の年平均値の 2%除外値は 0.048876～0.048912mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回り、工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.00～0.01%である。</p> <p>オ. 施設の供用に伴う二酸化窒素の大気中における濃度                      施設の供用に伴う二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.043681ppm であり、環境基準(0.06ppm 以下)を下回り、施設の供用に伴う寄与率は 6.1%である。</p> <p>イ. 駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度                      駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.042088ppm であり、環境基準(0.06ppm 以下)を下回り、駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は 0.07%である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.048496mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回り、また駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は 0.000005%である。</p> <p>ウ. 関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度                      関連車両の走行に伴う二酸化窒素の年平均値の年間 98%値は 0.040170～0.040841ppm で、環境基準(0.06ppm 以下)を下回り、寄与率は 0.00～0.10%である。浮遊粒子状物質の年平均値の 2%除外値は 0.048870～0.048888mg/m<sup>3</sup>で、環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を下回り、寄与率は 0.000～0.001%である。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>イ. 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル・振動レベル                      建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L5) は、計画地東南側の敷地境界において最大 70dB であり、報告基準値 (65dB) を下回る。                      本事業の実施に当たっての環境保全措置として、「仮囲いや防音シートの設置」、「低騒音工法の選択」等を実施する。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの 80%レンジの上端値 (L10) は、計画地東側の敷地境界において最大 66dB であり、報告基準値 (75dB) を下回る。                      本事業の実施に当たっての環境保全措置として、「低振動工法の選択」、「工事工程の平準化及び建設機械の効率化」等を実施する。                      以上より、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>エ. 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル                      工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L<sub>dn</sub>) は、昼間 65～72dB、夜間 62～70dB であり、予測地点 m の昼夜間を除き、環境基準値と同値もしくは上回った。なお、環境基準を上回った地点については、現況においても既に環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は最大でも 1dB である。本事業の実施に当たっての環境保全措置として、「走行経路の分散」、「低公害型車両の採用」等を実施する。                      工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル 80%レンジの上端値 (L<sub>10</sub>) は、昼間 37～53dB、夜間 34～47dB であり、規制基準を下回る。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は最大でも 1dB である。                      本事業の実施に当たっての環境保全措置として、「走行経路の分散」、「低公害型車両の選択」等を実施する。                      以上より、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動 完了後	<p>ア. 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>night</sub>)は、昼間62～70dB、夜間58～68dBであり、昼間においては予測地点e、f、iが、夜間においては予測地点m及びj以外の全地点で環境基準を上回った。</p> <p>なお、環境基準を上回った地点については、現況においても既に環境基準を上回っており、関連車両の走行による騒音レベルの増加分は、全ての地点で1dB未満である。本事業の実施に当たっては環境保全措置として、「公共交通機関の利用促進」、「エコドライブの周知徹底」等を実施する。</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>90</sub>)は、昼間29～52dB、夜間26～47dBであり、全ての地点で規制基準を下回る。</p> <p>なお、関連車両の走行による振動レベルの増加分は、全ての地点で1dB未満である。本事業の実施に当たっては環境保全措置として、「公共交通機関の利用促進」、「エコドライブの周知徹底」等を実施する。</p> <p>以上より、関連車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>イ. 施設の稼働に伴う騒音 施設の供用に伴う騒音レベルは、計画地西側の敷地境界において最大41dBであり、規制基準(朝45dB、昼間50dB、夕45dB、夜間45dB)を下回る。</p> <p>本事業の実施に当たっては環境保全措置として、「空調関連機器の低騒音型機種を採用」、「設備機器の整備、点検等の徹底」等を実施する。</p> <p>以上より、施設の供用に伴う騒音は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染 工事中	<p>ア. 汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度 計画地内の既存施設において「環境確保条例」に規定される工場等が存在すること、及び有害物質の使用履歴の可能性が否定できないことが確認されている。そのため、現在供用中の工場等の廃止時に、「環境確保条例」第116条に基づく手続きが行われる。また、事業の実施に伴う土地の収容にあたっては、「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第117条に基づく手続きを実施する。</p> <p>上記の手続きにおいて実施する土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づいて「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行ったうえで適正な汚染拡散の防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする。</p> <p>以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い新たな地域に土壌汚染を拡散させないことを満足すると考える。</p> <p>イ. 新たな土壌汚染が発生する可能性の有無 現在計画地内に存在する印刷業、クリーニング業及び電気機器製造業の工場等が、工事後に計画施設において操業する可能性がある。印刷業では重金属を含むインクの使用により、クリーニング及び電気機器製造業では溶剤等として揮発性有機化合物を使用することにより、土壌汚染の発生が考えられる。</p> <p>計画施設における当該工場等の操業にあたっては、廃インクや溶剤等を適切に保管し、専門業者に委託して適正に処分するとともに、工場等は、床面をコンクリート等の浸透防止材とすること等により、液体の地中への浸透を防止できる構造とするなど「水質汚濁防止法」による構造等に関する基準に基づいて適正に対応する。また、クリーニングインクについては、土壌汚染のおそれのない石油系溶剤の導入を図る。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「土壌汚染を引き起こさないこと」を満足すると考える。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4.地盤	<p>7. 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度 山留壁の変形による地盤の変形について、本事業では、T.P.約-14m程度まで掘削する計画であるが、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを十分な深度まで施工する計画である。また、計画地周辺の地盤変形を防止するため、山留支保工として切梁工法を用い、地盤アンカー及び水平切梁を1～2段設置する計画である。</p> <p>以上ことから、山留壁の変形は最小限に抑えられ、掘削区域周辺の地盤の変形による影響が生じる可能性は小さく、「周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>イ. 掘削工事に伴う地下水の低下による地盤の変形の範囲及び変形の程度 計画地での地下水観測結果によると、計画地の地下水位はT.P.-0.56m～+3.45mである。掘削区域内では地下水湧出あるいは掘削工事中の地下水の揚水・排水に伴う水位低下により、地盤沈下を生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事中の地下水の出水についてはデイナーフェル工法により、掘削底面以浅の第一帯水層（不圧地下水）および第二帯水層（被圧地下水）の地下水を揚水して減圧する。本事業では山留壁（SMW）を難透水層（上総層群）まで投入される計画であり、これにより計画地周辺の帯水層は分離される。被圧帯水層と考えられる東京層（砂質土層）の減圧は山留壁で囲んだ範囲を対象とするため、揚水は必要最小限となり、周辺被圧帯水層からの回り込みによる地下水水位の低下はほぼないものと考えられる。</p> <p>また、掘削底面以浅の不圧帯水層と考えられる沖積層・武蔵野礫層中の地下水についても、山留壁と難透水層である東京層（粘性土層）により遮水された状態となるため、地下水水位の低下はほぼないものと考えられる。</p> <p>以上ことから、掘削工事に伴う地下水水位の低下による地盤の変形による影響が生じる可能性は小さく、「周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4.地盤	<p>7. 建築物の存在に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度 本事業では、地下構築物の設置（深さT.P.約-14m）及び山留壁の構築により、第一帯水層（不圧帯水層）である沖積層（粘土）、武蔵野礫層（砂礫）、並びに第二帯水層（被圧帯水層）である東京層（細砂）、東京礫層の一部に改変を加えることになる。</p> <p>一般的に帯水層中に遮水性山留壁や地下構築物を設置すると、地下水流は多少なりとも遮断される。しかし、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺に広範囲に分布しており、さらに、地下水の流れを阻害する地下構築物、山留壁が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して狭く、限られた範囲にとどまると想定される。このため、地下水は建築物（地下構築物）及び山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、地下構築物及び山留壁による地下水の水位、地下水の流動阻害への影響は小さいものと考えられる。</p> <p>以上ことから、建築物（地下構築物等）の存在に伴う地下水水位の変化による地盤の変形による影響が生じる可能性は小さく、「周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
5.水循環	<p>7. 掘削工事に伴う地下水水位の変化の程度 計画地での地下水観測結果によると、計画地の地下水位はT.P.-0.56m～+3.45mである。掘削区域内では地下水湧出あるいは掘削工事中の地下水の揚水・排水に伴う水位低下を生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事中の地下水の出水についてはデイナーフェル工法により、掘削底面以浅の第一帯水層（不圧地下水）および第二帯水層（被圧地下水）の地下水を揚水して減圧する。本事業では山留壁（SMW）を難透水層（上総層群）まで投入される計画であり、これにより計画地周辺の帯水層は分離される。被圧帯水層と考えられる東京層（砂質土層）の減圧は山留壁で囲んだ範囲を対象とするため、揚水は必要最小限となり、周辺被圧帯水層からの回り込みによる地下水水位の低下はほぼないものと考えられる。</p> <p>また、掘削底面以浅の不圧帯水層と考えられる沖積層・武蔵野礫層中の地下水についても、山留壁と難透水層である東京層（粘性土層）により遮水された状態となるため、地下水水位の低下はほぼないものと考えられる。</p> <p>以上ことから、掘削工事に伴う地下水水位の低下の程度は小さく、「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とした、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>ア. 地下構造物の存在に伴う地下水状況の変化の程度 本事業では、地下構造物の設置(深さT.P.約-14m)及び山留壁の構築により、第一帯水層(不圧帯水層)である沖積層(粘土)、武蔵野層(砂礫)、並びに第二帯水層(被圧帯水層)である東京層(細砂)、東京層の一部に改変を加えることになる。 一般的に帯水層中に透水性山留壁や地下構造物を設置すると、地下水流は多少なりとも遮断される。しかし、計画地が位置する低地部には、これらの帯水層が計画地を含む周辺に広範囲に分布しており、さらに、地下水の流れを阻害する地下構造物、山留壁が設置される範囲は帯水層の分布範囲と比較して狭く、限られた範囲にとどまると想定される。</p> <p>このため、地下水は建築物(地下構造物)及び山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、地下構造物及び山留壁による地下水の水位、地下水の流動阻害への影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、建築物(地下構造物等)の存在に伴う地下水状況の変化の程度は小さいものと考えられる。</p> <p>以上のことから、地下構造物の存在に伴う地下水状況の変化の程度は小さく、「周辺の地下水の水位及び流れに著しい影響を及ぼさないこと」として、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>イ. 土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度 本事業で必要となる雨水流出抑制対策量は1,224m<sup>3</sup>である。本事業では、可能な範囲で浸透性舗装・浸透ます等の雨水浸透施設を設けるとともに、新たに雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策量を確保する計画である。また、施設を適切に配置することで雨水排水と雨水浸透の促進を図り、地下水涵養と健全な植栽基盤の創出を図る。</p> <p>これらの対策を講ずることにより、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は最小限に抑えられるものと考えられる。</p> <p>なお、雨水の地下への浸透が期待できる範囲としては、地下躯体の建設や地下掘削を行わない範囲であり、本事業ではこの範囲を対象として雨水浸透施設の整備を検討する。</p> <p>以上のことから、これらの対策を講ずることにより、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は最小限に抑えられ、「周辺の地下水の水位及び流れに著しい影響を及ぼさないこと」として、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 日影	<p>ア. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象地域が含まれているが、住宅A棟の配置については、日影への影響が小さくなるように住宅A棟の北側に低層の事務所棟を配置した。また、日影への影響を受ける範囲ができるだけ小さくなるように北側に近い部分の形状を工夫し、住宅A棟をできる限り北街区の南側に配置することで、全ての対象地域で規制時間未満と予測されるため、「日影規制」の基準を満足すると考えられる。</p> <p>イ. 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設である計画地の東側に隣接する高齢者集合住宅はなみずき三田では、街区公園に隣接する部分で1時間未満の日影が生じている。計画地北側の一の橋公園については、最大で4時間程度日影が生じているが、上空は首都高速道路に囲まれており、既に日影が発生している。また、計画建築物は、計画地周辺の日照を必要とする施設や公園等に配慮し、長時間の日影の影響を受ける範囲ができるだけ小さくなるように北側に近い部分の形状を工夫し、住宅A棟をできる限り北街区の南側に配置することで、日影の影響に配慮した計画としている。</p> <p>なお、いずれも「日影規制」の基準を満足すると考えられる。</p>
7. 電波障害	<p>ア. 計画建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害 計画建築物により、東京スカイツリーからの地上デジタル放送の遮へい障害が広域局では南西方向に計画地境界から最大距離約220mの範囲、県域局では南西方向に計画地境界から最大距離約860mの範囲、東京タワーからの地上デジタル放送の遮へい障害が、南西方向に計画地境界から最大距離約170m及び約460～540mの範囲に予測される。また衛星放送については、計画地北東側及び北北東側に最大距離約190mの範囲に遮へい障害が予測される。しかし、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリング等の活用等の適切な電波障害対策を講ずることにより、テレビ電波障害の影響は解消されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>

表 1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
8. 風環境	<p>ア. 平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度</p> <p>計画地周辺において、計画建築物の建設前は概ね領域 A（住宅地相当）の風環境であり、一部に領域 B（低中層市街地相当）がみられる。</p> <p>計画建築物の建設後は、植栽等による対策を行わない場合、計画地周辺は概ね領域 B（低中層市街地相当）までにおさまっているが、計画地及び敷地周辺の東側、特別区道 716 号沿いおよび西側の地点において、領域 C（中高層市街地相当）がみられる。</p> <p>植栽による対策を行うことにより、建設前と比較して一部の地点でランソクの変化はあがるが、計画地及び敷地周辺の 1 階部分の全ての地点において領域 C（中高層市街地相当）や領域 D（強風地域相当）の出現はなく、風環境は、現況と同じく住宅街や公園の用途に対応する領域 B（低中層市街地相当）までにおさまる。</p> <p>以上のことから、計画建築物の建設による風環境の変化は、計画地及びその周辺の利用用途に応じた風環境であるものと考える。</p> <p>イ. 年間における強風の出現頻度</p> <p>計画建築物の建設に伴い、周辺住民が利用する場所では、以前より強い風が吹くようになるものの、計画地及び敷地周辺の全ての地点において領域 C や領域 D の出現はなく、風環境は、現況と同じく住宅街や公園の用途に対応する領域 B までにおさまる。領域 B では、風環境評価指標の累積頻度 95% の風速を突風率を用いて日最大瞬間風速に換算した場合、10.75m/s を超える頻度は 5% になると考えられる。</p> <p>なお、日最大瞬間風速の超過頻度を評価指標としている村上周三氏らの提案による風環境評価基準では、ランソク 2 の影響を受けやすい用途の場所として住宅街や公園においては、日最大瞬間風速が 10m/s とする日が、年間に 80 日（頻度として 22%）以下は許容される範囲としている。</p> <p>以上のことから、年間における強風の出現頻度は、計画地及びその周辺の利用用途に応じた風環境であるものと考える。</p>

表 1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 景観	<p>ア. 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>本事業で実施する高さ約 165m の高層建築物の建設及び河川沿いの遊歩道や広場・緑地帯の整備は、主要な景観構成要素を大きく変化させることはなく、水辺や緑を感じられる魅力的な都市的景観が形成されると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観づくり基本方針」に定められた地域景観の方針及び「港区景観計画」に示される「水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観形成を進める」を満足すると考える。</p> <p>イ. 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>工事後は、近景域では地城の新たな高層建築物として認識され、新しい都市的景観を創出する。なお、中景域、遠景域では周辺の中高層建築物と一体となる。地城を象徴する運河沿いの水城景観や三田一丁目地区の高層住宅街を象徴する都市的景観を形成する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「景観づくり基本方針」に定められた地域景観の方針及び「港区景観計画」に示される「地域の個性を活かした魅力ある街並みを育む」を満足すると考える。</p> <p>ウ. 圧迫感の変化の程度</p> <p>計画地近接部では、現況において既存建築物による形態率が 42.3%～71.3%であり、圧迫感を感じやすい状況にある。</p> <p>工事後の形態率は、現況と比較して 4 箇所すべてで+1.0%～+26.3%の増加と予測されるが、1 箇所を除き現況とほぼ変わらない結果であった。</p> <p>計画建築物による景観形成を考慮うえで、当地区ではスカイラインを検討し、圧迫感の低減を行った。具体的には、容積の適正な配分を行い同じ形状が続く基準階を小さくし、北街区と比べて、南街区を下げると、計画地東側に隣接する 2 棟の高層マンションを含め、それぞれの建物高さに緩やかな起伏のあるラインが形成され、周辺の沿道や公園の植栽などから段階的に高くなるようなラインを形成し、計画地及び周辺の建物が長大な壁面とならないように配慮した。</p> <p>また、地域特性にかんがみ、敷地内の空地部分や外周部は緑のネットワークに配慮し、高木等の植栽を配置することから、歩行者からの視界には植物の緑が入り視界をやわらげ、計画建築物による圧迫感は軽減されるものと考える。</p>

表 1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 史跡・文化財	<p>ア. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 計画地内には「文化財保護法」が規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、計画地東側に筑前秋月藩黒田家屋敷跡が存在しているため、「港区埋蔵文化財取扱要綱」に示される、計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に隣接している場合（第3条1項(2)）に該当する。また、建築面積が1,000㎡以上の建築計画となっている場合（第3条1項(3)）に該当することから、工事等の計画を進めるにあたっては、「港区埋蔵文化財取扱要綱」の趣旨を尊重し、埋蔵文化財の取扱い方について、事前に港区教育委員会と十分な協議を行い、適切な対応を図る。</p> <p>なお、工事の施行中に、新たな埋蔵文化財等が確認された場合には工事を中断し、「文化財保護法」に基づき、適正に対処する。</p> <p>以上のことから、文化財等については、文化財保護法等に定める発掘等に関する規定の「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とした、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
11. 自然との触れ合い活動の場	<p>ア. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 工事の施行中においては、古川沿いの橋公園及び新広尾公園等を直接改変する行為はない。ただし、工事の施行中においては、計画地から新広尾公園に向かう橋梁及び計画地内の街路等の閉鎖が継続される可能性があることから、計画地東側からの利用経路に影響を与えることになるものと考ええる。これらの既存の街路付近には工事の施行中、交通誘導員を配置し、公園の利用者には適切な経路を案内し夜間は迂回路に照明を設置するなどして、利用経路に与える影響を軽減できるものと考ええる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度 北街区及び南街区の古川沿いに親水緑道を、南街区東側に公園を整備するとともに、古川から公園への連続的な機能を併せ持つ歩行空間を設け、水と緑に触れ合えるゆとりと賑わいの空間を創出する計画である。</p> <p>工事の完了後においては、計画地内の広場や新たな街路の整備により、東西方向への通行が可能となるとともに、緑を備えた新たな街路の整備により、良好で快適な動線の形成に寄与するものと考ええる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表 1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物の施行中	<p>ア. 建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量 既設建築物解体に伴う廃棄物の発生量 これらの廃棄物の処理・処分にあたっては、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、適切な処理により、その減量を図る等の事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p> <p>(イ)建設発生土の発生量 建設発生土の発生量は、約206,000㎡と予測する。</p> <p>建設発生土は、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正に処分する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、建設資源の循環利用等を促進する等の事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p> <p>(ロ)建設汚泥の発生量 建設汚泥の発生量は、約7,300tと予測する。</p> <p>建設汚泥は、場外に搬出して産業廃棄物として適正に処理する計画であり、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、建設資源の循環利用等を促進する等の事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p> <p>(ハ)建設工事に伴う廃棄物の発生量 建設工事に伴う廃棄物の発生量は、約5,394tと予測する。</p> <p>これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管・排出、再利用促進及び不用品の減量を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令等を遵守し、建設工事にかかる副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進する等の事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値並びに廃棄物に関する法令に示される事業者の責務等を満足すると考える。</p>

表 1(13) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物	<p>7. 施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量            (7) 施設の供用に伴う一般廃棄物の種類及び排出量            施設の供用に伴う一般廃棄物は約 6,136kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」との法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「港区一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に寄与するものと考ええる。</p> <p>(4) 工場の稼働に伴う産業廃棄物の種類及び排出量            a. 印刷工場の稼働に伴う産業廃棄物の種類及び排出量            印刷工場の稼働に伴い、インクの付着した空き缶が約 15.2kg/月発生する可能性があるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」等の法令を遵守し、適正に処理・処分を行うことにより、関係法令に示される事業者の責務を果たすことが可能であると考ええる。            b. 建設内装業に伴う産業廃棄物の種類及び排出量            建設内装業では、リフォームや家屋の解体により作業現場で発生した産業廃棄物を一時保管している。これらのがれき類等の産業廃棄物が約 9,36t/月発生する可能性があるが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」等の法令を遵守し、適正に処理・処分を行うことにより、関係法令に示される事業者の責務を果たすことが可能であると考ええる。</p>
13. 温室効果ガス	<p>7. 施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度            本事業においては、二酸化炭素排出量の削減量は約 719t-CO<sub>2</sub>/年以上、施設の供用に伴う二酸化炭素の削減率は約 30.3%以上と予測される。また、住宅用途についても、外壁及び屋根に断熱材の採用及び窓部にペアガラスの採用などによる冷暖房負荷の低減を図るとともに、高効率型給湯設備の導入、節水型器具及び供用部における LED 照明の導入に努めることにより「住宅の品質確保の促進に関する法律」における住宅性能表示の省エネルギー対策等級 4 相当以上の性能基準又は仕様基準を採用する計画とする。また、「環境確保条例」に基づく建築物環境計画書を作成し、エネルギー使用の合理化、自然環境の保全及びヒートアイランドの緩和に努めるなど、環境に対する配慮を行う。以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される「事業者の責務」、「環境確保条例」に示される「地球温暖化対策の推進」、「省エネ法」に示される「建築主の判断基準」等を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第六百七十五号  
 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）府中朝日町 S C 計画について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十四日  
 東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地  
 株式会社イトーヨーカ堂  
 代表取締役社長 戸井 和久  
 千代田区二番町八番地八

二 対象事業の名称及び種類  
 （仮称）府中朝日町 S C 計画  
 自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略  
 対象事業は、府中市朝日町三丁目八番一号他に位置する約四万二千五百平方メートルの土地に、商業施設の建築及び駐車場約千八百二十二台の設置を行うものである。

四 周知地域の範囲  
 府中市 朝日町一丁目、朝日町二丁目、朝日町三丁目、多磨町一丁目、多磨町二丁目、多磨町四丁目、紅葉丘一丁目、紅葉丘二丁目及び紅葉丘三丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目



事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年十一月二十四日から同年十二月三日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 府中市生活環境部環境政策課

府中市寿町一丁目五番地 府中駅北第二庁舎

イ 調布市環境部環境政策課

調布市小島町二丁目三十五番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

エ 東京都多摩環境事務所管理課

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年十二月十四日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千六百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百三十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十七年十一月二十四日

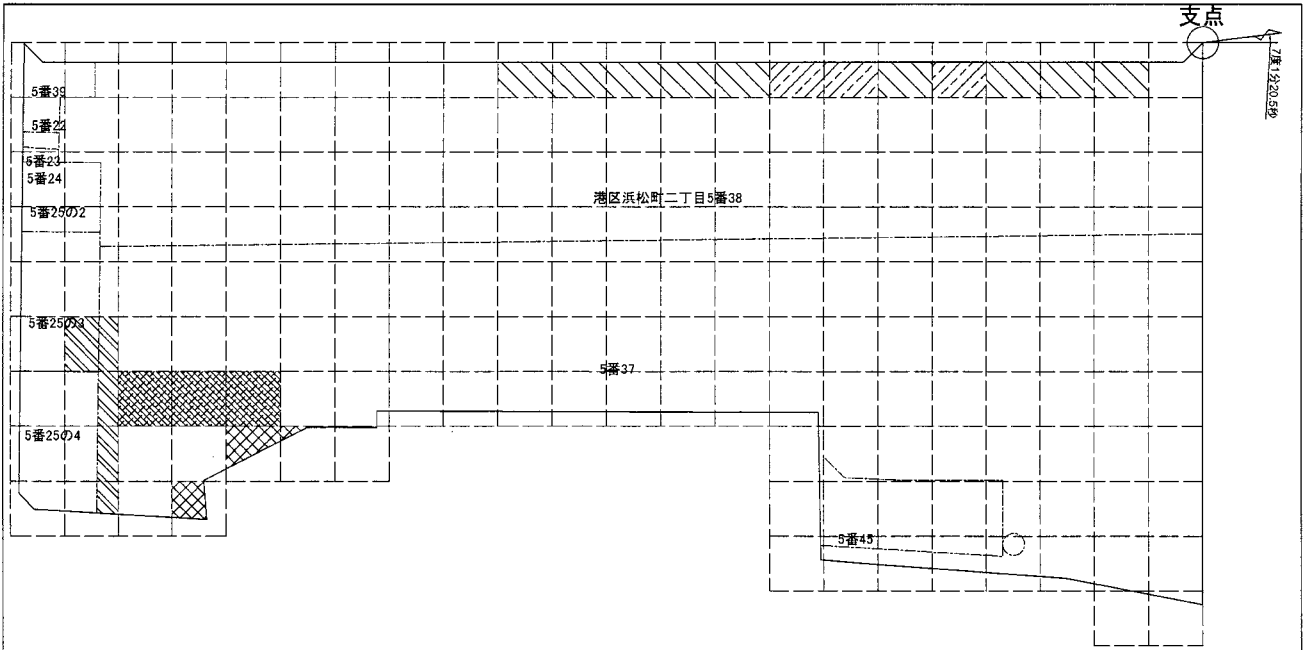
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区浜松町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- - -: 筆界
- - - -: 単位区画

- ///: 指定を解除する区域  
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- ⊗: 指定を解除する区域  
(平成26年東京都告示第935号により指定した区域)

- ///: 形質変更時要届出区域  
(平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- ⊗: 形質変更時要届出区域  
(平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)
- ///: 形質変更時要届出区域  
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)

【支店】

支店は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。

【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百七十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十三年東京都告示第千二百一十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十四日

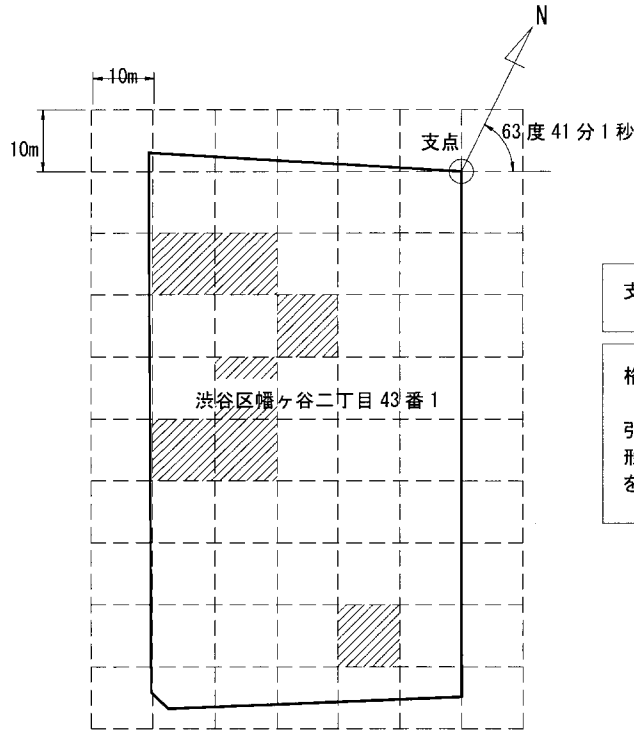
東京都知事 舛添 要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区幡ヶ谷二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**支点**  
 支点は、渋谷区幡ヶ谷二丁目43番1の最北端の地点とする。

**格子の回転角度 63度41分1秒**  
 格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より形成される格子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

—	筆境界線
- - -	単位区画境界線
////	指定を解除する区域

# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人がんばれ経営者

三 代表者の氏名

高橋 節男

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区大井一丁目七番六号 T Hビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、新規に創業を行う者及び創業を志す者、並びに経営者に対し、経理・財務に関する知識の提供、経営計画作成指導などの研修事業並びに公的創業者支援制度の実践的活用支援を通じて、新規創業・企業の成長を促進し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地球を救う会</p> <p>三 代表者の氏名 椋代 譲示</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂九丁目一番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内外の一般市民(消費者)と農産物生産者に対して、新しい技術を活用した有機自然農法の啓蒙活動と実践活動を推進する事業を行い、農薬や化成肥料等の化学物質に汚染された土壌の回復と農産物の健全化をはかり、万物が共生できる豊かな自然環境の創出に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人燦燦会</p> <p>三 代表者の氏名 檜垣 有徳</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都西東京市緑町一丁目八番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、日本人及び外国人障</p>	<p>害者と地域住民との交流会の企画・開催に関する事業等を行い、地域住民との交流を深め、障害者の自立・社会復帰の支援をし、すべての人が安心して豊かな社会生活ができるような地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本の平和と安全基盤を支える会</p> <p>三 代表者の氏名 上田 正文</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区四谷一丁目一番地二 四谷見附ビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、青少年、一般人、高齢者を対象に自衛隊のOBによる災害時の避難、誘導、救助、復興等のノウハウを講演会、セミナー、訓練を通じ習得し地域でのコミュニケーションを深め、危機管理意識の高揚を図るとともに、国及び地域の安全に携わる人材を育成し、それらの者の福利厚生面での支援をし、安全で災害に強い地域社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>三 代表者の氏名 佐々木 良一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区東五反田一丁目四番一号 ハニー五反田第二ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、情報セキュリティの新しい分野である「デジタル・フォレンジック」の啓発・普及、調査・研究事業、講習会・講演会、出版、技術認定等の事業を通じて、健全な情報通信技術(ITT)社会の実現に寄与・貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>土地区画整理審議会委員選挙の当選人について 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第四項の規定により、東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、同条第五項の規定により公告する。 平成二十七年十一月二十四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 宅地の所有者から選挙される委員の当選人 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地</p> <p>新城 幹雄 江戸川区篠崎町二丁目五十二番九号</p> <p>宮嶋 晴二 所十三番八号</p> <p>加藤 千代吉 所一丁目二十四番十七号</p> <p>早川 和江 所二丁目二十六番十号</p> <p>生井澤 昇 所二十七番十二号</p>
---	---	--	--	--	---

号

田村 榮四郎

同

所二十九番一号

八幡 昌弘

江東区亀戸六丁目二十八番四号

二 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の  
当選人

氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地

佐藤 友治

江戸川区篠崎町二丁目四十番五号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八

条第一項の規定により道玄坂一丁目駅前地区市街地再開発  
組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつ  
たので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 氏名

小師 宏之

二 住所

埼玉県越谷市大成町二丁目二百十五番地九

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十七年十一月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称

許可を受けた者の  
住所及び氏名

福生市大字熊川字東四百一番 福生市大字熊川一番地  
一 石川彌八郎

青梅市今井二丁目千八百七番 武蔵野市境二丁目二番二号  
一、同番一地主、同番四、同 株式会社飯田産業  
番八、千八百八番五、同番六、 代表取締役 兼井 雅史  
千八百九番及び千九百番

立川市幸町一丁目十番二、同 立川市富士見町五丁目三番  
番九、同番十、同番十二、同 十五号

番十三、同番二十三及び同番 株式会社高木工務店  
三十六から同番三十九まで 代表取締役 高木 明弘

立川市曙町一丁目八十番五 新宿区西新宿四丁目五番六  
号西新宿IKビル

株式会社レアルリンク  
代表取締役 蜂谷 実

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体に  
あつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、平成二十七年十一月二十四日から四月以内に東京  
都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目  
八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十七年十一月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

万田ビル

二 店舗所在地

立川市曙町二丁目十八番十八号

三 設置者名

多摩中央産業株式会社

四 設置者住所

立川市柴崎町三丁目十一番二十一  
号

五 変更前の小売業者  
の氏名又は名称

未定

六 変更後の小売業者  
の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

七 変更日

平成二十八年一月二十一日

八 届出日

平成二十七年十一月五日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課（新宿区西新宿二丁目八番  
一号）

十 縦覧期間

平成二十七年十一月二十四日から  
平成二十八年三月二十四日まで。  
ただし、東京都の休日に関する条  
例（平成元年東京都条例第十号）  
に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十一月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 万田ビル
- 二 店舗所在地 立川市曙町二丁目十八番十八号
- 三 設置者名 多摩中央産業株式会社
- 四 設置者住所 立川市柴崎町三丁目十一番二十一号
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 二十四時間営業
- 七 変更前の閉店時刻 午後十一時
- 八 変更後の閉店時刻 二十四時間営業
- 九 変更前の来客が駐車場を利用するこ  
とができる時間帯 午前八時四十五分から午後十一時  
十五分まで
- 十 変更後の来客が駐  
車場を利用するこ  
とができる時間帯 二十四時間
- 十一 変更日 平成二十八年一月二十一日
- 十二 届出日 平成二十七年十一月六日
- 十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十四 縦覧期間

十五 縦覧時間

平成二十七年十一月二十四日から平成二十八年三月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 平成二十七年十一月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舩添 要一

一 名称  
 発売総額及び枚数  
 第六百九十一回全国自治宝くじ  
 五百十億円 一億七千万枚  
 （三十億円を一単位（一ユニット）として十七  
 単位（十七ユニット）。ただし、状況によりユニ  
 ャット単位で増減する場合がある。）  
 一枚三百円

三 証券金額  
 発売期間  
 平成二十八年二月二十四日から同年三月十八日  
 まで

四 当せん金の額  
 発売額三十億円に対して十四億六千九百九十万  
 円

五 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

六 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して二億六百三十四万九千  
 十二円

七 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して一億二千百二十一万二  
 千円

八 受託申請期限  
 平成二十七年十二月八日

九 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001